

平成 23 年 3 月 31 日

各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 田中敏明
(コード番号: 8924 東証1部)
問合せ先 執行役員財務本部長 春山昭彦
電話番号 03(5573)8011(代表)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるNECキャピタルソリューション株式会社(以下「NECキャピタルソリューション」といいます。)について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)又はその他の関係会社の商号等

平成 22 年 12 月 31 日現在

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
NECキャピタルソリューション株式会社	親会社	88.36	0.00	88.36	株式会社東京証券取引所市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

当社はNECキャピタルソリューションとの間で、平成21年2月9日付で業務資本提携契約を締結し、当社とNECキャピタルソリューションで設置した協業推進委員会を中心に、当社が提携している金融機関への共同営業、不良債権領域における共同投資を行っております。

NECキャピタルソリューションは、平成22年12月31日現在、当社議決権の88.36%を所有する親会社ですが、平成23年3月25日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ」等にてお知らせしましたとおり、当社は、NECキャピタルソリューションの完全子会社となることを目的として、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更並びに当社による全部取得条項付普通株式の取得につき、平成23年3月25日開催の当社定時株主総会及び当社普通株式を有する株主様による種類株主総会に付議し、いずれも原案どおり承認可決されております。これにより、当社普通株式は平成23年4月26日に上場廃止となり、平成23年5月2日を効力発生日として全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付を実施し、NECキャピタルソリューションの完全子会社となる予定です。

人的関係につきましては、平成22年12月31日現在、NECキャピタルソリューションの顧問が当社の社外取締役役に就任しております。また、NECキャピタルソリューションの取締役1名が当社の社外監査役に兼任しております。この他、NECキャピタルソリューションの社員1名が当社へ出向しているとともに、当社の社員1名がNECキャピタルソリューションへ出向しております。なお、平成23年3月25日開催の当社定時株主総会において、新たにNECキャピタルソリューションの代表取締役が当社の社外取締役役に選任されております。そのため、平成23年3月31日現在におきましては、役員の兼務状況は以下のとおりです。

(役員)の兼務状況)

平成23年3月31日現在

役職	氏名	親会社での現在の役職	就任理由
社外取締役	加藤 奉之	親会社NECキャピタルソリューション株式会社 顧問	当社の経営指導
社外取締役	中村 哲也	親会社NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役、執行役員常務	当社の経営指導
社外監査役	忝山 聡一郎	親会社NECキャピタルソリューション株式会社 取締役、執行役員常務 兼 経営企画本部長 兼 財務部長	当社の監査体制の充実

(注) 当社の取締役5名、監査役4名のうち、親会社との兼務役員は上記3名のみであります。

3. 支配株主等との取引に関する事項

第13期事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親 会 社	NECキャピタル ソリューション 株式会社	東 京 都 港 区	3,776	貸貸事業、 営業貸付 事業等	(被所有) 直接88.36	共同投資等 役員の兼任	資金の借入	7,874	短期借入金	3,784
							資金の借入	—	長期借入金	845
							社債の被保有	2,000	1年内償還 社債	2,000

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社とNECキャピタルソリューションとの間の取引における借入金利及び社債の利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

また、上記2.の種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更につきましては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、その有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記2.の全部取得条項付普通株式の取得につきましては、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

以 上